

大学の学費に関する意見書（案）

近年、国立・私立大学の授業料の引上げが相次いでいる。国立大学では、平成31年度に東京工業大学、東京芸術大学、令和2年度に一橋大学、千葉大学、東京医科歯科大学、令和6年度に東京農工大学が、授業料について、文部科学省が定める年額の標準額である53万5,800円を上回る額への引上げを行い、このうち多くの大学が、増額の上限である標準額の2割増の引上げを行った。本年5月には、東京大学が授業料の引上げを検討していることも報じられた。

私立大学も、この10年間で平均授業料が約10万円上昇し、令和5年度入学者に係る初年度授業料の平均額は、約96万円にも上る。令和5年度から令和6年度にかけては物価高騰の影響などにより、約4分の1の大学が学費の引上げを実施した。

授業料の引上げの背景には、国立大学法人への運営費交付金の削減や、私立大学への補助金が極めて貧弱なことがある。政府は、平成24年に経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の高等教育の無償化の規定に係る留保を撤回しており、大学をはじめとする高等教育の学費を無償化していく責任がある。それにもかかわらず、本年3月の中央教育審議会の高等教育の在り方に関する特別部会では、私立大学の学長が、国立大学の学費を150万円程度に引き上げることを提案するなど、学費の引上げを加速させるような議論が行われており、許し難い問題である。

大学生、卒業生及び子育て世帯は、高額な学費、貧弱な奨学金制度、利子も含めた奨学金の返済により、既に重い負担を強いられている。学生は、学費や生活費を賄うためのアルバイトに時間を割かなければならず、勉学や研究に集中できない状況が生じている。学費の引上げは、若者の教育を受ける権利を奪い、未来を奪い、大学の活力や研究の質の低下を招き、社会にも大きな損失を与えるものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、高等教育の無償化を実現する立場から検討を行い、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を大幅に増額し、各大学が学費の引上げをせず、引き下げることができ

るような措置を講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛て